

ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会第3回会合(議事要旨)

令和2年8月31日(月)15時～17時

オンライン形式 (外務省南庁舎6階666号共用国際会議室)

1. 開会挨拶

(赤堀毅 外務省総合外交政策局審議官(大使))

- ・ 来年6月は国連の「ビジネスと人権に関する指導原則(以下、「指導原則」という。)」の採択から10周年を迎え、今後、ビジネスと人権に関する動きが一層注目・重視されていくと考える。
- ・ 近時の国際社会では、新型コロナウイルス感染症への対応や、その回復期における人権に焦点が当てられている。本年7月に開催された第44回国連人権理事会では、「ビジネスと人権」決議がコンセンサス採択され、新型コロナウイルス感染症の文脈における責任ある企業行動の確保の必要性が認識されている。
- ・ こうした動向の中、日本政府もSDGsの実現に向けた取組をより一層推進すべく、「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定に取り組んできている。今後も、行動計画の実施を通じて、日本企業の「ビジネスと人権」への対応を促進し、責任ある企業活動の推進を図っていくことがきわめて重要と考える。

2. 議事

(1)「ビジネスと人権」に関する行動計画(原案)更新版の説明

冒頭、外務省より、本年2月の諮問委員会(第2回会合)の開催以降、行動計画(原案)に対するパブリックコメントを募集し、同年7月にオンライン形式でビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会(以下、「作業部会」という。)で議論を行い、これらを踏まえ、行動計画(原案)を更新した旨説明した。続いて、当日配布資料(「ビジネスと人権」に関する行動計画(原案)(2020-2025)更新版(第2回諮問委員会で提示した行動計画(原案)からの変更点。以下、「行動計画(原案)更新版」という。))を用いて、説明した。

(2)「ビジネスと人権」に関する行動計画(原案)更新版に対する見解

外務省の説明を受け、諮問委員会構成員より、行動計画(原案)更新版に対する意見が寄せられた。その後、外務省及び関係府省庁から意見を述べた。

(相原康伸 日本労働組合総連合会事務局長)

- ・ ILO 中核的労働基準に関する条約につき、未批准条約(105号及び111号)の批准の検討が行動計画(原案)更新版に記載されていないのは残念。それぞれ、175か国、187か国が批准しており、日本は遅れている。国際基準を満たしてい

ないのは恥ずかしい状況。これを機会に、批准に向けて国内法整備を早急に進める必要がある。行動計画を改定する5年後には批准済みであるということに記載できるようにしなければいけない。

- ・ 作業部会においてステークホルダー構成員が提出した「要請書(第4回作業部会構成員提出資料。以下、「第1要請書」という。)」及び「第2要請書及び『ステークホルダー共通要請事項(第2)』(第5回作業部会構成員提出資料。以下、「第2要請書」という。)」は、ステークホルダー共通意見を行動計画に反映すべきと強く要望してきたが、反映が十分でない。双方で納得する形で反映してほしい。
- ・ 「第4章 行動計画の実施・見直しに関する枠組み」において、実施状況の確認方法の具体的な記載がない。今後の継続的な実効性あるモニタリングと指標の活用は重要。一方的な意見聴取、ヒアリングでなく、ステークホルダーとの社会対話の機会を頻繁に設けてほしい。国民への周知徹底、ウェブを新しく起こしていくことも大事。

(荒井勝 NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長/Federated Hermes EOS上級顧問)

- ・ (「第1章 行動計画ができるまで(背景及び作業プロセス) 1. はじめに～「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画策定の必要性～(4)」に関して)「建設的な対話」という言葉があるが、スチュワードシップ・コードでは「建設的な『目的を持った対話』(エンゲージメント)」となっている。投資家の立場としては、「建設的な『目的を持った対話』」とし、かつ「(エンゲージメント)」という言葉を入れていただきたい。
- ・ (同じく「第1章1(4)」では)保険と銀行の取組として持続可能な保険原則(PSI)と責任銀行原則(PRB)を記載していただいているが、「SSEイニシアティブ(世界の取引所によるサステナブルな取組)」についても追記していただきたい。
- ・ (「第1章1(6)」に関して)「海外事業を展開する企業にとっては」という記載があるが、海外事業を展開していなくとも、日本企業の国内外のサプライチェーンが重要課題となっている点について、追記していただきたい。
- ・ (「第1章1(9)」に関して)新型コロナウイルスに関する記述を追記していただいた点は賛同。加えて、コロナ禍において国連責任投資原則(PRI)が人権に関する取組として、人権課題に取り組むフレームワークを作成している。投資家の取組としては重要と考えており、PRIの取組の追記をお願いしたい。
- ・ (同じく「第1章1(9)」では)新型コロナウイルス感染症の流行を受けて「行動計画を着実に実施していく」とあるが、着実に進めるだけでなく、責任ある企業行動を加速化させるというニュアンスを加えた方が良い。
- ・ (「第1章 行動計画ができるまで(背景及び作業プロセス) 3. 行動計画の策定

及び実施を通じ目指すもの(9)」に関して)「社会に貢献するだけでなく」という表現は、社会貢献が主目的であってリスク管理等が従であるように聞こえる。並列するような表現に変えていただきたい。

- ・ (「第2章行動計画 2. 分野別行動計画 (1)横断的事項 ア. 労働(ディーセント・ワークの促進等)」に関して)ディーセント・ワークの促進の箇所は「基本的原則及び権利(未批准の条約を含む)に関する原則の尊重、促進、実現」という形で括弧書きを追加し、未批准条約について述べていただきたい。現状の記載では、未批准条約の批准を促進するかどうかが見えてこない。
- ・ (「第2章行動計画 2. 分野別行動計画 (1)横断的事項 ウ. 新しい技術の発展に伴う人権)」に関して)インターネット上の取組に関する記載があるが、昨今はデータのガバナンスが問題となっており、セキュリティが求められている。「データ」や「通信」という言葉も、追記していただきたい。
- ・ (「第2章 行動計画 2. 分野別行動計画 (3)人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組 ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進」に関して)環境省の「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門」には、頻繁に「人権」という言葉が出てくるため、その点を記載していただきたい。例えば、同入門の冒頭で「環境課題への対応には人権と不可分なものもあると考えられます」という記載があり、そのような表現を盛り込むべき。
- ・ 価値協創ガイダンスには「人権」という言葉は一度も出てこないため、入れることを検討していただきたい。(価値協創ガイダンスの)「4. 戦略」の「4.3 ESG・グローバルな社会課題(SDGs等)の戦略への組込」では、全体像の図の中で「(SDGs・ビジネスと人権等)」等としていただくだけでも、ニュアンスが明確となる。
- ・ (「第4章」に関して)ステークホルダーからの意見聴取は、単に意見を聴取するのではなく、具体的な議論を行うことを明記していただきたい。

(有馬利男 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事)

- ・ 作業部会構成員からの第1要請書に対する政府の回答書面は、共有頂いた。一方で、作業部会構成員は本回答を受ける前に、行動計画(原案)と要請項目を比較し、反映の度合いを評価している。この対照表を見ると、ほとんどの要請項目が盛り込まれていない。要請書と対照表、政府による回答書面をすり合わせ、残された課題に対して取り組むプロセスをしっかりと詰めていただきたい。
- ・ 作業部会構成員からの第2要請書ではギャップ分析やPDCAのサイクルを実施していくための体制の整備等が要請されていたが、この点についてはまだ回答いただいておらず、是非とも回答をお願いしたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行が人権へ与える影響について、日本の人権に

関する行動計画として、ポストコロナの時代に取り組むべき重点課題をどのように考えるのか。まだ見極めはつかないと思うが、今後の検討過程を明確にしてほしい。

- ・ 行動計画見直しのサイクルにステークホルダーを加えていただき、荒井構成員より言及のあった「建設的な目的を持った対話(エンゲージメント)」に取り組んでいただきたい。

(大村恵実 日本弁護士連合会前国際人権問題委員会委員長)

- ・ (「第2章 行動計画 2. 分野別行動計画 (1)横断的事項 ア. 労働(ディーセント・ワークの促進等)(ア)ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の促進」に関して)「今後行っていく具体的な措置」で、「ILO宣言に述べられている基本的権利に関する原則の尊重、促進及び実現のために労働政策を推進し」とあるが、ILOの中核的労働基準に関する条約の批准のための努力等といった文言を入れていただきたい。日本では、EUとの経済連携協定において、未批准の「条約の批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払う」という文言が入っており、昨年決議された「国際労働機関(ILO)創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議」においても、未批准条約については、「引き続きその批准について努力を行う」という記載がある。
- ・ (「第3章 政府から企業への期待表明」に関して)ステークホルダーとの対話という重要な点を記載頂いているが、ここではサプライチェーンを含むステークホルダーとの対話といった文言にしていきたい。
- ・ (「第4章」に関して)ステークホルダーから意見聴取をする機会とあるが、既に他の構成員の指摘にもある通り、原案の「対話」という表現の方がふさわしい。意見聴取は一方的なイメージがあるため、また、英語に翻訳した際の語感からしても、「対話」に戻していただきたい。
- ・ (「第4章3」に関して)「実施状況について」とあるが、目的を明確にし、「実効的な実施を可能とすべく、ステークホルダーと継続的な対話の機会を設ける」等としていただきたい。
- ・ (「第2章2(1)ウ(ア)」に関して)「ヘイトスピーチを含む」が削除されているが、ヘイトスピーチは重要な人権課題であり残していただきたい。
- ・ (「第2章 行動計画 2. 分野別行動計画 (1)横断的事項 オ. 法の下での平等(障害者、女性、性的指向・性自認等)」に関して)「女性が輝く社会の実現」の後に、男女雇用機会均等の記述があるが、まず男女雇用機会均等法と労働基準法における差別の禁止を記載していただきたい。段落の順序が逆との印象。
- ・ (「第2章 行動計画 2. 分野別行動計画 (3)人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組 ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指

導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進（ア）業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発」に関して）（エ）在外公館における啓発の文脈でサプライチェーンが言及されているように、「サプライチェーンを含む人権デュー・ディリジェンスに関する啓発」としていただきたい。

- ・（同じく「第2章2(3)ア(ウ)「ILO多国籍企業宣言」の周知」に関して）「ILO多国籍企業宣言の周知」は重要だが、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」の周知も入れていただきたい。参考資料として国際文書等を列挙した「行動計画(別添2)参考資料」の中にも、本宣言を含めていただきたい。

（河野康子（一財）日本消費者協会理事）

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、社会・経済・市民生活が大変な状況に置かれている今こそ、行動計画を公表する意味がある。多くの消費者が人権問題に向き合い、自らの行動を変え得る機会と認識。
- ・ ビジネスサプライチェーン上の人権問題を、従来とは異なる新たな視点からの人権問題として整理するとともに、日本であまり知られていないサプライチェーン上の人権問題等の背景問題の周知と合わせて、イベントの発信や事例紹介にとどまらないエシカル消費の普及啓発を推進していただきたい。
- ・ マーケットにおいて重要な役割を果たす消費者が企業の前向きな取組を支持し、商品の選択をすることが、企業の取組の更なる促進と拡大につながる。
- ・ 企業の人権デュー・ディリジェンスの導入状況を把握できるような効果的なモニタリング指標の設定と、継続的で実効性のある確認の場を設定していただきたい。
- ・ 分かりやすい広報のため、ポータルサイトの構築に期待したい。企業規模に関わらず積極的な取組や好事例の紹介、逐次の更新等を行うことで、行動計画の進捗を社会で共有する場として機能させていただきたい。
- ・ 作業部会やパブリックコメントで提出された意見も加味した上で、より良い行動計画となるよう、更なるブラッシュアップをお願いしたい。

（高崎真一 国際労働機関(ILO)駐日代表）

- ・ 「ビジネスと人権」に関わる労働問題を解決するためのILOの取組、特に、1998年の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の重要性を改めて指摘したい。
- ・ （「第4章」に関して）行動計画の実施及びモニタリングにあたってはステークホルダーとの協力が不可欠であり、ステークホルダーと継続的に意見交換をすることができるプラットフォームを構築する必要がある。
- ・ 中核的労働基準その他の国際労働基準に関する未批准の条約については、日

本はILOの伝統的加盟国として、批准に向けて政労使の協議を加速し、改めて、批准のための努力を期待する。

- ・ 行動計画の実施を通じて、日本が「ビジネスと人権」に関して、国際社会におけるリーダーシップを発揮し、SDGsの実現に力強く貢献することを期待する。

(濱本正太郎 京都大学大学院法学研究科教授)

- ・ 本諮問委員会会合の開催前に、パブリックコメントで提出された意見への対応等について公表し、諮問委員会でその内容を議論できなかったことは残念。
- ・ (「第2章 行動計画 2. 分野別行動計画 (2)人権を保護する国家の義務に関する取組 ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大」に関して) 今回の行動計画(原案)更新版には、日EU経済連携協定についての記述が盛り込まれていることは大きな前進。他の諸外国との条約について、一般的な記述として書き難いことは承知しているが、先進国で行われているように、日本国内で市民社会を交えた独自の検討は可能であり、行動計画にも記載できるのではないか。
- ・ ILOの中核的労働基準を構成する条約や国際人権条約の個人通報制度への参加の検討について、日本が条約に参加をしないのであれば、それで構わないが、その場合には何故日本が参加しないのかという点を国内外に説明すべき。日本国内に問題があるのであれば、理由を説明することにより、今後の検討事項が明確になる。条約や個人通報制度等に問題があるのであれば、説明して国際的な議論を喚起し、より良い条約・制度を作るためにリーダーシップを発揮すべき。
- ・ (行動計画に記載されている取組の実施にあたり)客観的な指標そのものだけでなく、客観的な指標を作る場が重要。どのような場で客観的な指標を策定し、どういった人々が参加するのかを行動計画に記載しておくべき。
- ・ (「第2章 行動計画 2. 分野別行動計画 (4)救済へのアクセスに関する取組 (イ)警察官、検察官等に対する人権研修」に関して)脚注で裁判所に関する記載が追記されており、これは大きな前進。他方で、「各種人権に関する研修」とあるが、本行動計画は「ビジネスと人権」に関する行動計画であるため、「ビジネスと人権」についての研修を行っているかどうかを記載すべき。
- ・ (同じく「第2章2. (4)(キ)裁判外紛争解決手続の利用促進」に関して)「裁判外紛争解決手続の利用促進」が「ビジネスと人権」とどう関わるのか、現状の記述では理解が難しいとの印象を受ける。どのような手続が「ビジネスと人権」の観点から有意義であり、どのように促進していくのか、補足的な説明があると望ましい。

(二宮雅也 (一社)日本経済団体連合会企業行動・SDGs委員長／損害保険ジャパン(株)取締役会長)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大によりサプライチェーンの脆弱性が顕在化し、

社会的不平等が悪化している。企業が持続可能で強靱なサプライチェーンを構築する上で、ビジネスと人権の取組が不可欠であることを改めて認識。

- ・ 世界の投資家の間では、サステナビリティ投資の要件として人権や労働を重視する傾向が強まっており、企業も、国際競争力の確保・向上のため、危機感を持って対応している。
- ・ 日本企業は、企業が人権デュー・ディリジェンスに取り組む上で、政府はどのような支援をしてくれるのかという観点から本行動計画に注目している。しかし、行動計画(原案)更新版を読んだだけでは、企業が具体的にどのようなアクションを取れば良いのか分からない。これまでも要望しているとおり、日本企業が指導原則に基づいて人権デュー・ディリジェンスに取り組む上で役立つ日本企業向けのガイダンスの策定や中小企業への具体的かつ効果的支援の拡充を要望する。
- ・ (「第2章2(3)ア(エ)在外公館における海外進出日本企業に対する、行動計画の周知や人権デュー・ディリジェンスに関する啓発」に関して)海外での事業活動促進に取り組むため、日本貿易振興機構(JETRO)もビジネスと人権に関する情報収集や現地ネットワークの構築等を通じて、企業への支援を強化することを行動計画に明記していただきたい。
- ・ ドイツやオランダ、米国等では、政府が業界団体と協力して人権デュー・ディリジェンスに関するガイドラインを策定し、政府が運営するウェブサイトで人権に関するリスク情報を提供する等、企業の実践に役立つ支援が行われている。日本政府も、これらの国々の取組を是非調査し、良いところを取り入れていただきたい。
- ・ (「第4章」に関して)行動計画の公表はスタートラインに過ぎず、PDCAサイクルを回して改善していくことが重要。今後の行動計画の実効性ある継続的なモニタリングのため、ステークホルダーと頻りに意見交換の機会を設けていただくことを明記頂き、「リビング・ドキュメント(Living Document)」として進化させていただくことを期待。

(若林秀樹 ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム代表幹事)

- ・ 2016年11月、ジュネーブで開催されたビジネスと人権に関するフォーラムで、日本政府代表部から「in the coming years(近い将来)」に行動計画を策定するとの発表から3年が経過し、ここまで辿り着いたことに敬意を表する。
- ・ 他方、行動計画の内容は必ずしも満足のいくものではない。一番の問題は、ギャップ分析が欠如しており、行動計画の目指すべき姿が描かれてないことではないか。既存の政策の延長で、行動計画の形を取り繕うことはできるが、それでは意味がないことは共通認識だと思う。これから行動計画に魂を入れて、力強く取り組んでいただきたい。
- ・ 「ビジネスと人権」に関する関心や意識は、国民意識の反映の現れでもあり、市民

社会も責任を持って、進めていきたい。

- ・ 国内人権機関が日本にないことが根本的な問題の一つ。この点について、依然として行動計画(原案)更新版に言及がない。国内人権機関は、人権促進のための分析や勧告を政府から独立した立場で行うことができるため、ギャップ分析も本来なら国内人権機関が行うことができる。国内人権機関の欠落が、今回の行動計画にも問題として表れているのではないか。国内人権機関の設置に向けて努力していくことは、「ビジネスと人権」におけるインパクトを大きくすることにもつながる。政治的なリーダーシップを待たずに、関係省庁から与党に働きかけて閣法(内閣提出法律案)として実現することも可能ではないか。
- ・ 「ビジネスと人権」の視点は、企業の競争力に直結するという認識が非常に欠けているために、企業側に危機感がないように思われる。日本の産業、経済を立て直すのであれば、徹底的に力を入れるということを、政府として考えていただきたい。企業の人権デュー・ディリジェンスの実施は、どうすれば指導原則の求める基準を満たすものとなるのかを示す等、政府が主導しない限りは進まない。
- ・ (「第4章」に関して)実施状況についてのステークホルダーへの進捗共有と意見聴取だけでは不十分。本会合で構成員から提示された意見は、実効的なフォローアップ、モニタリングのメカニズムを作って欲しいという点が共通。是非、第4章に盛り込んでいただきたい。
- ・ 「ビジネスと人権」に関与している施策をもつ政府の関係部局は、ステークホルダーと一体となってこの問題に取り組んでいただきたい。

(赤堀毅 外務省総合外交政策局審議官(大使))

- ・ 今回頂いたご意見をしっかりと受け止め、関係府省庁と議論してきちんと反映できるものは反映するという対応をしていく。
- ・ フォローアップメカニズムの中でのステークホルダーの方々との継続的な対話の機会の設定について多くのご指摘があった。改めて関係府省庁間で議論する。しっかりとご意見を伺うという意味での「聴取」であったが、よりの確な表現について、検討させていただきたい。
- ・ 日本政府が未批准のILOの2つの基本条約、あるいは人権条約の個人通報制度受諾についてもご指摘頂いた。条約の締結は、政府としては閣議レベルで決定をする必要がある。ILOの2つの基本条約については国内法制との整合性の課題等もある中で現在の行動計画(原案)更新版の案文を提示しており、改めて何が書けるのか政府内で議論したいが、難しさはある。
- ・ 本行動計画にギャップ分析が欠落しているとの指摘もいただいたが、他方で、今は公表のタイミングとして重要であるという励ましのお言葉も頂いた。まずは行動計画実施のために関係府省庁連絡会議を立ち上げ、最初に、実施期間の5年で

どのように実施していくのかを議論したい。

- ・ 「ビジネスと人権」に関する行動計画が、日本企業の国際競争力の強化に資すべきものという認識は共有するところ。その観点から、企業向けガイダンス作成や中小企業を含めた企業への支援の問題は非常に重要であると思う。関係府省庁と議論した上で、具体的なフォローアップの議論をさせていただきたい。
- ・ 海外事業を展開する日本企業への行動計画の周知も、在外公館等を通じて、現地の商工会やJETROと協力していく。JETROを明記するかという点については、関係省庁とまた議論したい。
- ・ パブリックコメントへの対応等、理想的とはいえない策定プロセスにおける手続面に関する指摘については、大変申し訳なく思う。そして、今後の実施が重要とのご指摘は大変有難く伺った。今回頂いたご意見を踏まえて最終案を作成し、速やかに行動計画を実施していきたい。ステークホルダーの皆様には、引き続きご協力いただければ幸い。

(富山未来仁 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 荒井構成員からの具体的な文言に関するご指摘については、関係府省庁と検討していきたい。
- ・ 有馬構成員から頂いたギャップ分析の実施や行動計画と作業部会構成員の要請書との対照表、ポストコロナにおける行動計画のフォローアップの話は、全て、第4章でどのようにフォローアップを行うかという点に関連していると思われる。手続の面で、重く受け止めるべきご指摘も頂戴している。まずは行動計画を国内外に周知することが重要であって、その上で、実施する体制を良いものにしていく議論をしていきたい。
- ・ 大村構成員からは、ILO条約のほか、第2章全体を通して、いくつか具体的な措置の書きぶりにもご指摘を頂いたところ、具体的な表現については、こういった書きぶりが良いか、関係府省庁と検討していきたい。
- ・ 河野構成員からは、「ビジネスと人権」に関する政府のポータルサイトに関してご期待の表明を頂戴したが、関係府省庁やステークホルダーとともに中身を充実させたい。
- ・ 高崎構成員からも、第4章に関連して、ステークホルダーとの協力が不可欠であり、継続的な意見交換のためのプラットフォームを構築すべきとのご指摘を賜った。
- ・ 濱本構成員からの、パブリックコメントへの対応と策定プロセスにおける手続面のご指摘は重く受け止めている。また、経済連携協定の実施に関連して、国内で議論する場を設けるかという点については、関係府省庁とこういった書きぶりが可能であるか考えたい。行動計画の評価指標を作る場の検討については、第4

章で記載したようなフォローアップの場を考えていきたいと思う。企業の方々のお声も聞きつつ、関係団体のご協力を頂きながら、リサーチをして取り入れていきたい。

- ・ 二宮構成員からのご指摘のとおり、企業の「ビジネスと人権」に関する取組に資するようなものを作っていくために、引き続きステークホルダーと議論させていただきたい。
- ・ 若林構成員からご指摘を頂いたとおり、行動計画を内外に知らしめて、その上で真摯にフォローアップを進めていくことが重要であるとする。

(本多則恵 厚生労働省大臣官房国際課 国際労働交渉官)

- ・ ILOの未批准条約に関する行動計画への記載については、先程、赤堀審議官から発言があったとおり。一方で、未批准条約の今後の検討にあたっては、労使とも十分に協議をさせていただきたい。合わせてご指摘のあった、批准にあたってどういう問題があるのかといったことについては適切に情報提供をさせていただきたい。

(神吉康二 法務省大臣官房国際課付)

- ・ 国内人権機関の設置については、その権限や対象とする人権侵害の範囲に関して国内外で様々な意見がある。「国内人権機関の地位に関するパリ原則」があることは承知をしているが、これまでの議論や我が国の人権状況を踏まえて、引き続き検討が必要と考えている。

(寺本恒昌 経済産業省通商政策局国際経済課長)

- ・ ESGの概念にビジネスと人権が含まれているという意味で、価値協創ガイダンスにおいても、ビジネスと人権の要素は包摂されていると認識。価値協働ガイダンス自体が抽象的なレベルでの企業と投資家の対話フレームワークという理解であり、現状では人権や環境といった個別のテーマを位置付けるということにはなっていない。
- ・ 中小企業においても人権デュー・ディリジェンスが推進されるように、重要性について認識を高めていくことが必要であるということを実感している。中小企業庁の人権啓発支援事業として、啓発セミナーを通じて、人権デュー・ディリジェンスについて、理解を高めていく取組を進めていく予定である。
- ・ JETROが現状、海外で行っていることとして、事業上の人権配慮対応を含めた海外のビジネス環境に関するブリーフィングサービス等を通じた情報提供等がある。今後、ビジネスと人権に関しても、どういった要望があるのかということをよく聴取した上で、必要な対応を検討して参りたい。

(若林秀樹 ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム代表幹事)

- ・ 条約の批准に関しては、非常に慎重で消極的な姿勢が見られたが、条約の批准や国内人権機関の設置については、それが国益に資するということも含めて説明をしていただく形で、関係府省庁から積極的に働きかけを行っていただきたい。
- ・ 人権研修に関して、検察官のみならず、政府や省庁、裁判官に対しても国際人権基準やビジネスと人権に関する研修を行っていただきたい。第1回の本諮問委員会で、国連ビジネスと人権作業部会のアニタ・ラマサストリ氏から、政府や省庁職員に対する研修は必要との指摘があったと記憶。

(富山未来仁 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 行動計画は行動計画として、条約の締結に関しては、関係府省庁との議論の中で政府として検討していく。

(荒井勝 NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長/Federated Hermes EOS上級顧問)

- ・ ILOの条約批准を困難にしている理由を聞いていると、ビジネスの観点ではなく、また、必ずしも納得のいくようなものではない。改めて、「ビジネスと人権」の議論の観点から、未批准の条約について議論をしていただきたい。
- ・ 経産省から説明のあった「ESGの一環として捉えている」という点は、そのとおりであると思うが、今回、日本で行動計画ができたということを踏まえて、人権について何か多少のコメントを文書の中で頂けたらと思う。

(二宮雅也 (一社)日本経済団体連合会企業行動・SDGs委員長/損害保険ジャパン(株)取締役会長)

- ・ 赤堀審議官には、本日の会合での構成員の意見を真正面から受け止め、検討を深めていただけるとの実感を持った。政府とステークホルダーが一体となった取組においては、互いの信頼に基づいた対話を重ねることが重要。

3. 閉会挨拶

(赤堀毅 外務省総合外交政策局審議官(大使))

- ・ 本会合で頂いたご意見をしっかりと検討させていただき、行動計画をブラッシュアップして最終版を作成したいと考えている。行動計画は作成をすれば良いのではなく実施が重要であると考えている。今後、1か月を目指して作成した後、しっかり取り組んで参りたい。

(了)

第3回「ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会」

出席者一覧

ステークホルダー	
氏名	所属・役職
相原 康伸	日本労働組合総連合会事務局長
荒井 勝	NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長 Federated Hermes EOS上級顧問
有馬 利男	(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事
大村 恵実	日本弁護士連合会前国際人権問題委員会委員長
河野 康子	(一財)日本消費者協会理事
高崎 真一	国際労働機関(ILO)駐日代表
瀨本 正太郎	京都大学大学院法学研究科教授
二宮 雅也	(一社)日本経済団体連合会企業行動・SDGs委員長 損害保険ジャパン(株)取締役会長
若林 秀樹	ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム代表幹事

参加府省庁
内閣府大臣官房企画調整課長
警察庁長官官房審議官(国際担当)
金融庁総合政策局総括審議官
消費者庁審議官
総務省大臣官房総務課参事官
法務省大臣官房国際課付
外務省総合外交政策局審議官(大使)(議長)
外務省総合外交政策局人権人道課長(司会進行)
財務省大臣官房審議官
文部科学省大臣官房国際課国際戦略企画室長
厚生労働省大臣官房国際課国際労働交渉官
農林水産省大臣官房審議官(国際)
経済産業省通商政策局国際経済課長
国土交通省総合政策局国際政策課インフラシステム海外展開戦略室長
環境省地球環境局国際連携課長補佐
防衛装備庁調達管理部調達企画課調達企画室長

(了)